

別表（第6条関係）

各月初日の保護者の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	
階層区分	定義		
生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯		
市町村民税非課税世帯	生活保護世帯を除き当該年度の4月分から8月分までの保育料の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が左欄の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外	0円
市町村民税課税世帯		3,000円	

備考

- 1 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

2 階層区分が市町村民税課税世帯に該当する世帯のうち、所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額（ただし、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童を入所させている場合は、2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

3 保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 保護者が次のいずれかに該当する者であるときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母で、扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）又は生計を一にする子を有する者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下である者
- 5 市町村民税課税世帯であるひとり親世帯以外の世帯のうち、その所得割額が57,700円未満の世帯であって、同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
- 6 階層区分が市町村民税課税世帯である世帯のうち、その所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。